

昭和六十年政令第五号

たばこ税法施行令

内閣は、たばこ消費税法（昭和五十九年法律第七十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

第一条 (定義) この政令において、「製造たばこ」とは、たばこ脱去(以下「去一」という。)第二条第一

第一号に規定する製造たばこ（法第八条第一項第一号の規定による製造たばことみなされる製造たばこ）

造たは「代用品」(以下「」)の項において「製造たばこ代用品」という。及び同条第二項前段の規定にて製造たばこにみなさる加熱式たばこ

規定により製造はことみなされる。加熱式たばこの喫煙用具（以下この項において「加熱式たばこの喫煙用具」といふ。）を含む。

その区分は、法第二条第二項の規定（製造たばこ二代用品については法第八条第一項後段の規定

を、加熱式たばこの喫煙用具については同条第二項後段の規定を含む。)によるものとする。

2 この政令において「保税地域」とは、法第二条第一項第二号に規定する保税地域をいう。

(製造を廃止した場合のみなし移出の規定の不適用に係る承認の申請等)

第二条 法第六条第四項ただし書の承認を受けようとする者は、同項に規定する製造を廃止した

日から七日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を同項ただし書に規定する税務署長に提出

出しなければならない。

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二一七号）

第二条第一五項(定義)に規定する法人登記をいう。以下同じ。)

製造の廃止の年月日

五 造たばこの区分及び区分ごとの数量
前号に規定する製造たばこの移出を完了す

六 るまでの見込期間 申請の理由

2 税務署長は、法第六条第四項ただし書の承認をする場合には、その旨及び同条第五項に規定

する期間を記載した書類を前項の申請者に交付するものとする。

(製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具の製造者の範囲)

第二条の二 法第八条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

二 製造たばこ製造者（法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。第三号において同じ。）

三 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの中合物が充填されたものを製造たばこ製造者又は特定販売業者から委託を受けて製造した者

四 前三号に掲げる者に準ずる者として財務省令で定める者

（製造たばこの本数の換算方法）

第三条 法第十条第二項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2 法第十条第三項第一号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前二項の計算に関し、第一項の製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に○・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 法第十条第三項第一号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めることにより計算した金額は、法第十一条第一項に規定するたばこ税の税率、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条の五（たばこ税の税率）に規定するたばこ税の税率及び同法第四百六十八条（たばこ税の税率）に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。

法第十条第三項第一号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 法第十条第三項第二号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号ロの規定期定による金額に三十分の七十五を乗じて計算した金額とする。

7 法第十条第三項第二号ロ（1）に掲げる加熱式たばこの製造者が消費者に販売する目的で当該加熱式たばこを製造場から移出した場合における同号ロに定める金額は、同号ロの規定にかかるわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 当該加熱式たばこの製造者が当該移出した加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用に、当該加熱式たばこに係る当該製造者が消費者に販売する目的で移出する場合の通常の利潤に相当する金額を加算した金額（法第十条第三項第二号イに規定する消費税等相当額を除く。）

二 前号に掲げる金額に前項に規定する割合を乗じて計算した金額

8 保税地域から引き取られる加熱式たばこに係る法第十条第三項第二号ロ（2）に規定する関税の額に相当する金額は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十三条の四（端数計算）において準用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一百九条第一項（国税の確定金額の端数計算等）の規定を適用しないで計算した場合における関税の額に相当する金額によるものとし、当該金額には、当該加熱式たばこが関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の規定により免除される（再輸入減税）場合は免除される場合には、当該軽減され、又は免除された関税（関税定率法第十四条第一号若しくは第十四号（無条件免税）の規定により免除される、又は同法第十四条の二（再輸入減税）の規定により軽減された関税を除く。）の額に相当する金額を、当該加熱式たばこが関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定の適用を受けるものである場合には、当該加熱式たばこが同項の承認の時に輸入された

9 含むものとする。

第四項から第七項までの計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第十条第三項第二号イに定める金額、同号ロ（1）及び（2）に定める金額、第六項の規定により計算した金額並びに第七項各号に掲げる金額に一錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 法第十条第三項第二号ロ（1）に掲げる加熱式たばこの製造者が販売する目的で当該加熱式たばこを製造場から移出した時において当該加熱式たばこの対価たる金額が確定していない場合、当該製造者が販売以外の目的で当該加熱式たばこを製造場から移出した場合その他第七項に規定する場合以外の場合における同号ロに定める金額の計算その他前各項の規定の適用に関する事項は、財務省令で定める。（未納税移出に係る承認の申請等）

第四条 法第十二条第一項第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を同号に規定する税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
- 二 移出をしようとする製造場の所在地及び名称
- 三 移出をしようとする製造たばこの区分及び区分ごとの数量
- 四 移出の理由又は目的
- 五 移出の年月日又は期間
- 六 移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称
- 七 移出先の所在地及び名称
- 八 その他参考となるべき事項

法第十二条第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 当該製造たばこを移出した者と当該製造たばこを移入した者とが同一である場合 次に掲げる事項を記載した書類
- 二 当該製造たばこを移入した場所の所在地及び名称
- 三 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量
- 四 移入の理由又は目的

二 相続人が限定承認をした場合には、その旨
三 相続人が二人以上ある場合には、当該申告書の提出により納付すべき税額を第一号に規定する各相続人の相続分により按分して計算した額に相当するたばこ税額

相続人が二人以上ある場合には、前項の申告書は、各相続人が連署して提出するものとする。ただし、当該申告書は、各相続人が各別に提出することを妨げない。

4 前項の申告書を提出する場合には、当該申告書には、各相続人の相続分により按分して計算した額に相当するたばこ税額

5 第三項ただし書に規定する方法により第二項の申告書を提出した相続人は、直ちに、他の相続人に対し、当該申告書に記載した事項の要領を通知するものとする。
(還付のための申告)

第十二条 法第十七条第二項に規定する申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号
又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名)
二 戻入れ又は移入をした場所の所在地及び名称
三 還付を受けようとする金額
四 その他参考となるべき事項
(引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等)

第十三条 法第十八条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 申告者の住所及び氏名又は名称
二 引取りに係る保税地域の所在地及び名称
三 当該製造たばこの仕出国名

2 法第十八条第二項に規定する政令で定める事項は、前項各号に掲げる事項及び当該引取りに関し参考となるべき事項とする。

3 第十一条第二項、第三項及び第五項の規定は、法第十八条第一項に規定する申告書(同条)

第三項の場合に限る。)を提出する義務がある者が當該申告書の提出期限前に當該申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。この場合において、第十二条第一項第一号中「氏名、個人番号」とあるのは「氏名」と、「価額(個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄)同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額」とあるのは「価額」と読み替えるものとする。

(納期限の延長についての担保の提供)

第十四条 法第二十二条第一項の規定による担保は、法第十七条第一項に規定する税務署長に対し、又は当該税務署長の指示により国税庁長官、國税局長若しくは他の税務署長に対して提供するものとする。

2 法第二十二条第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

(担保の提供の期限等)

第十五条 国税庁長官、國税局長、税務署長又は税閥長は、法第二十三条第一項の規定により担保の提供を命ずる場合には、これを提供すべき期限を指定しなければならない。

2 前項の担保は、その提供を命じた者の承認を受けた場合には、順次その総額を分割して提供することができる。

(製造の開廃等の申告)

第十六条 法第二十四条第一項前段に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人については、住所及び氏名)

二 製造たばこの製造場の所在地及び名称

三 製造たばこの製造場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面

四 製造たばこの製造及び貯蔵設備の概要

五 製造をしようとする製造たばこの区分及び区分ごとの年間製造見込数量

六 製造たばこの製造を開始しようとする年月日

七 その他参考となるべき事項

2 製造たばこの製造者がその製造場における製造たばこの製造を廢止し、又は休止しようとする場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申告書を法第二十四条第一項に規定する税務署長に提出しなければならない。

一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号
又は法人番号（個人番号を有しない個人にあ
つては、住所及び氏名）

二 製造たばこの製造場の所在地及び名称

三 製造たばこの製造を廃止しようとする年月
日又は休止しようとする期間

四 製造たばこの製造者は、前二項の規定により申
告した事項に異動を生じた場合には、遅滞な
く、その異動に係る事項を法第二十四条第一項
に規定する税務署長に書面で申告しなければな
らない。

（記帳義務）

第十七条 製造たばこの製造者（法第十二条第六項
又は第十三条第五項の規定により製造たばこの製
造者とみなされる者を除く。）は、次に掲げる
事項を帳簿に記載しなければならない。ただし
し、第五号中受取人又は返戻をした者に関する
事項については、製造たばこの製造者又は製造た
ばこの販売業者が受取人又は返戻をした者であ
る場合に限る。

一 移入をした製造たばこの材料又は原料の種
類及び種類ごとの数量（その原料が製造たば
こである場合には、その製造たばこの区分及
び区分ごとの数量。以下次号において同じ。）
、移入の年月日並びに引渡人の住所及び氏名
又は名称

二 製造たばこの製造のために使用した材料又
は原料の種類及び種類ごとの数量並びにその
使用の年月日

三 製造した製造たばこの区分、区分ごとの数
量及びその製造の年月日

四 貯蔵している製造たばこの区分及び区分ご
との数量

五 移出しをし、又は戻入れをした製造たばこの
区分及び区分ごとの数量、移出又は戻入れの
年月日並びに受取人又は返戻をした者の住所
及び氏名又は名称

六 法第十二条第六項又は第十三条第五項の規定
により製造たばこの製造者とみなされる者は、次
に掲げる事項を帳簿に記載しなければならな
い。この場合においては、前項ただし書の規定
を準用する。

一 移入をした製造たばこの区分及び区分ごと
の数量、移入の年月日並びに引渡人の住所及
び氏名又は名称

二 前項第四号及び第五号に掲げる事項

三 前二項の場合において、当該製造たばこが法
第十二条第一項、第十三条第一項又は第十四条

4 第一項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものである場合には、その旨を付記しなければならない。

一 製造たばこの販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。ただし、第二号中買受人に関する事項については、製造たばこの製造者又は製造たばこの販売業者が買受人である場合に限る。

一 購入した製造たばこの区分及び区分ごとの数量、購入の年月日並びに売渡人の住所及び氏名又は名称

二 販売した製造たばこの区分及び区分ごとの数量、販売の年月日並びに買受人の住所及び氏名又は名称

三 返品した製造たばこの区分及び区分ごとの数量、返品の年月日並びに返品先の者の住所及び氏名又は名称

5 法第二十二条第二項に規定する特例申告者は、関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可ごとに、その引取りに係る製造たばこの区分ごとの数量並びに当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これららの事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の十二第二項（帳簿の記載事項等）の書類又は輸入の許可書に記載されている場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

6 前項ただし書に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。
(輸出用製造たばこ等に係る経過措置)

第二条 法附則第三条に規定する製造たばこの政令で定めるものは、次に掲げる製造たばことする。

一 法の施行の日（以下「法施行日」という。）前に日本専売公社が本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に關稅法第二条第一項第九号又は第十号（定義）に

規定する船用品又は機用品として積込みた
め売り渡した製造たばこ

三 法施行日前に日本専売公社が製造たばこの
包装用の機械の検査のため引き渡した製造た
ばこ

(製造の開廃申告に係る経過措置)

第三条 法附則第六条に規定する政令で定めた事
項は、第十六条第一項各号(第六号を除く。)に
掲げる事項とする。

(手持品課税に係る申告等)

第四条 法附則第七条第三項に規定する政令で定
める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申告者の住所及び氏名又は名称

二 貯蔵場所の所在地及び名称

三 その他参考となるべき事項

法附則第七条第四項の確認を受けようとする
日本たばこ産業株式会社は、次に掲げる事項を
記載した申請書に、当該製造たばこが同一条第一
項の規定によるたばこ消費税を徴収された、又
は徴收されるべきものであることを証明した書
類で同条第二項の税務署長から交付を受けたも
のを添付し、これを同条第四項の税務署長に提
出しなければならない。

一 当該製造場の所在地及び名称

二 当該製造たばこを当該製造場に戻し又は移
送した者の住所及び氏名又は名称

三 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量

四 前項の申請書の提出を受けた税務署長は、同
項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載
した書類により、その旨を日本たばこ産業株式
会社に通知しなければならない。

4 法附則第七条第四項第一号に規定する政令で
定めるものは、日本専売公社がその製造場から
移出した製造たばこのうち同条第一項の規定に
よりたばこ消費税を徴収された、又は徴收され
るべきもので第九条第一項各号に掲げる製造た
ばこに該当するものとする。

附 則 (昭和六三年一月三〇日政令第三
二二号) 抄

1 この政令は、所得税法等の一部を改正する法
律(昭和六十二年法律第九十六号)第四条(た
ばこ消費税法の一部改正)の規定の施行の日か
ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

三六二号 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十四年一月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第二十六条及び第二十七条の規定 昭
和六十四年三月一日

三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

イから二まで 略

ホ 第五条並びに附則第二十八条及び第二十
九条の規定

(輸入製造たばこの移入に係る承認の申請)

第二十七条 改正法附則第四十七条第一項の承認
を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載
した申請書を国税庁長官に提出しなければなら
ない。

一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 承認を受けようとする場所の所在地及び
名称

三 申請者に係るたばこ事業法(昭和五十九年
法律第六十八号)第十二条第二号(同法第二
十一条において準用する場合を含む。)に規
定する登録年月日及び登録番号

四 その他参考となるべき事項

二国税庁長官は、改正法附則第四十七条第一項
の承認をする場合にはその旨、同項の承認を与
えない場合にはその旨及びその理由を書面によ
り申請者に通知しなければならない。

(課税済みの輸入製造たばこの輸出等に係る經
過措置)

第二十八条 改正法附則第五十条の規定によりた
ばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十
五条の規定が適用される製造たばこについて

は、第五条の規定による改正後のたばこ税法施
行令(以下「たばこ税法施行令」という。)第
八条第一項中「本数」に当該製造たばこの保稅
率を乗じて計算した金額」とあるのは、「保税
地域からの引取り時における從価割の課税標準
たる金額に、その時において適用されていた當
該製造たばこに係る從価割の税率を乗じて計算
した金額と、当該輸出した製造たばこの本数又
は重量に、その時において適用されていた當該
製造たばこに係る従量割の税率を乗じて計算し
た金額との合計額」として、同項の規定を適用
する。

(廢棄の承認の申請に係る経過措置)

第二十九条 改正法附則第五十一条の規定により
たばこ税法第十六条の規定が適用される製造た
ばこについては、たばこ税法施行令第十条第一
項第三号中「たばこ税額」とあるのは、「從価割

額及び従量割額並びにこれらを合算したたばこ
消費税額」と、同条第三項第二号中「たばこ税
額及び当該たばこ税額」とあるのは、「従価割額
及び従量割額並びにこれらを合算したたばこ消
費税額並びに当該たばこ消費税額」として、こ
れらの規定を適用する。

九条の規定

(輸入製造たばこの移入に係る承認の申請)

第二十七条 改正法附則第四十七条第一項の承認
を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載
した申請書を国税庁長官に提出しなければなら
ない。

一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 承認を受けようとする場所の所在地及び
名称

三 申請者に係るたばこ事業法(昭和五十九年
法律第六十八号)第十二条第二号(同法第二
十一条において準用する場合を含む。)に規
定する登録年月日及び登録番号

四 その他参考となるべき事項

二国税庁長官は、改正法附則第四十七条第一項
の承認をする場合にはその旨、同項の承認を与
えない場合にはその旨及びその理由を書面によ
り申請者に通知しなければならない。

(課税済みの輸入製造たばこの輸出等に係る經
過措置)

第二十九条 改正法附則第五十条の規定によりた
ばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十
五条の規定が適用される製造たばこについて

は、第五条の規定による改正後のたばこ税法施
行令(以下「たばこ税法施行令」という。)第
八条第一項中「本数」に当該製造たばこの保稅
率を乗じて計算した金額」とあるのは、「保税
地域からの引取り時における從価割の課税標準
たる金額に、その時において適用されていた當
該製造たばこに係る從価割の税率を乗じて計算
した金額と、当該輸出した製造たばこの本数又
は重量に、その時において適用されていた當該
製造たばこに係る従量割の税率を乗じて計算し
た金額との合計額」として、同項の規定を適用
する。

(廢棄の承認の申請に係る経過措置)

第二十九条 改正法附則第五十一条の規定により
たばこ税法第十六条の規定が適用される製造た
ばこについては、たばこ税法施行令第十条第一
項第三号中「たばこ税額」とあるのは、「從価割

額及び従量割額並びにこれらを合算したたばこ
消費税額」と、同条第三項第二号中「たばこ税
額及び当該たばこ税額」とあるのは、「従価割額
及び従量割額並びにこれらを合算したたばこ消
費税額並びに当該たばこ消費税額」として、こ
れらの規定を適用する。

九条の規定

(輸入製造たばこの移入に係る承認の申請)

第二十七条 改正法附則第四十七条第一項の承認
を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載
した申請書を国税庁長官に提出しなければなら
ない。

一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 承認を受けようとする場所の所在地及び
名称

三 申請者に係るたばこ事業法(昭和五十九年
法律第六十八号)第十二条第二号(同法第二
十一条において準用する場合を含む。)に規
定する登録年月日及び登録番号

四 その他参考となるべき事項

二国税庁長官は、改正法附則第四十七条第一項
の承認をする場合にはその旨、同項の承認を与
えない場合にはその旨及びその理由を書面によ
り申請者に通知しなければならない。

(課税済みの輸入製造たばこの輸出等に係る經
過措置)

第二十九条 改正法附則第五十条の規定によりた
ばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十
五条の規定が適用される製造たばこについて

は、第五条の規定による改正後のたばこ税法施
行令(以下「たばこ税法施行令」という。)第
八条第一項中「本数」に当該製造たばこの保稅
率を乗じて計算した金額」とあるのは、「保税
地域からの引取り時における從価割の課税標準
たる金額に、その時において適用されていた當
該製造たばこに係る從価割の税率を乗じて計算
した金額と、当該輸出した製造たばこの本数又
は重量に、その時において適用されていた當該
製造たばこに係る従量割の税率を乗じて計算し
た金額との合計額」として、同項の規定を適用
する。

(廢棄の承認の申請に係る経過措置)

第二十九条 改正法附則第五十一条の規定により
たばこ税法第十六条の規定が適用される製造た
ばこについては、たばこ税法施行令第十条第一
項第三号中「たばこ税額」とあるのは、「從価割

額及び従量割額並びにこれらを合算したたばこ
消費税額」と、同条第三項第二号中「たばこ税
額及び当該たばこ税額」とあるのは、「従価割額
及び従量割額並びにこれらを合算したたばこ消
費税額並びに当該たばこ消費税額」として、こ
れらの規定を適用する。

九条の規定

(輸入製造たばこの移入に係る承認の申請)

第二十七条 改正法附則第四十七条第一項の承認
を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載
した申請書を国税庁長官に提出しなければなら
ない。

一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 承認を受けようとする場所の所在地及び
名称

三 申請者に係るたばこ事業法(昭和五十九年
法律第六十八号)第十二条第二号(同法第二
十一条において準用する場合を含む。)に規
定する登録年月日及び登録番号

四 その他参考となるべき事項

二国税庁長官は、改正法附則第四十七条第一項
の承認をする場合にはその旨、同項の承認を与
えない場合にはその旨及びその理由を書面によ
り申請者に通知しなければならない。

(課税済みの輸入製造たばこの輸出等に係る經
過措置)

第二十九条 改正法附則第五十条の規定によりた
ばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十
五条の規定が適用される製造たばこについて

は、第五条の規定による改正後のたばこ税法施
行令(以下「たばこ税法施行令」という。)第
八条第一項中「本数」に当該製造たばこの保稅
率を乗じて計算した金額」とあるのは、「保税
地域からの引取り時における從価割の課税標準
たる金額に、その時において適用されていた當
該製造たばこに係る從価割の税率を乗じて計算
した金額と、当該輸出した製造たばこの本数又
は重量に、その時において適用されていた當該
製造たばこに係る従量割の税率を乗じて計算し
た金額との合計額」として、同項の規定を適用
する。

(廢棄の承認の申請に係る経過措置)

第二十九条 改正法附則第五十一条の規定により
たばこ税法第十六条の規定が適用される製造た
ばこについては、たばこ税法施行令第十条第一
項第三号中「たばこ税額」とあるのは、「從価割

一条第一項に規定する製造たばこをいう。以下の製造場から移出する製造たばこに係る新令第七条第一項第一号の規定による帳簿への記載について適用する。

附 則（令和五年三月三一日政令第一三九号）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のたばこ税法施行令（以下「新令」という。）第八条第三項の規定は、この政令の施行の日以後にたばこ税法第十二条第二項に規定する特定販売業者が同法第十五条第一項の輸出をした製造たばこ（たばこ税法施行令第一条第一項に規定する製造たばこをいう。以下同じ。）に係る同法第十五条第二項に規定する書類について適用する。

3 新令第十七条第六項の規定は、この政令の施行の日以後にたばこ税法第二十二条第三項に規定する特例輸入者が新令第十七条第五項に規定する輸入の許可を受ける製造たばこにつき同項ただし書の規定を適用する場合について適用する。

附 則（令和六年三月三〇日政令第一四七号）抄

1 （施行期日）
この政令は、令和六年十月一日から施行する。